

介護保険 負担限度額認定申請注意事項

○概要

この制度は、特別養護老人ホームなどの施設やショートステイを利用したときの食費及び居住費（滞在費）について、収入の低い方に自己負担の上限額を設け、負担の軽減を図る制度です。

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、通所介護（デイサービス）等を利用した際の食費・居住費については、軽減の対象にはなりません。

○適用条件 次の1及び2のいずれも満たす方

1. 本人及び同一世帯の方、配偶者が市民税を課税されていないこと
2. 本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

※配偶者には、世帯分離をしている配偶者、内縁関係の者を含みます。

※預貯金等の詳細は、裏面をご確認ください。

○申請に必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・本人と配偶者の預貯金口座残高の写し（銀行口座や郵便貯金口座、定期預金など全て）
※金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人と最終残高がわかるようにお願いします。
（通帳であれば、表紙を1枚めくったページと、申請日から直近2ヶ月分の記帳がされたページ）
- ・その他投資信託、有価証券等がある場合には、証券会社や銀行口座の写し
- ・負債がある場合は、借用証明書の写し
- ・マイナンバーカードもしくは通知カードおよび本人確認資料（運転免許証、保険証等）
- ・介護保険被保険者証

○利用方法

利用する施設に『介護保険負担限度額認定証』を必ず提示してください。

※提示しない場合には、食費・居住費の軽減対象になりませんので、ご注意ください。

有効期間開始日は、申請日の属する月の初日（1日）にさかのぼります。

有効期間終了日は、毎年7月31日です。（認定者には、毎年7月頃に更新の案内を送付します）

○申請書の提出・お問い合わせ先

恵那市役所高齢福祉課 介護保険係（または振興事務所でも申請できます。）

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL 0573-26-2111（内線 162）

○負担限度額の詳細

食費及び居住費(滞在費)について、所得の状況に応じて次の表のとおり限度額を設けてあります。この限度額までが利用者が負担する額となります。

利用者負担段階	対象者	負担限度額(一日あたり)			
		部屋代		食費	
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	多床室		0円	300円
		従来型個室	(特養等)	320円	
			(老健・療養等)	490円	
		ユニット型個室的多床室		490円	
		ユニット型個室		820円	
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室		370円	390円
		従来型個室	(特養等)	420円	
			(老健・療養等)	490円	
		ユニット型個室的多床室		490円	
		ユニット型個室		820円	
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円を超える方	多床室		370円	650円
		従来型個室	(特養等)	820円	
			(老健・療養等)	1,310円	
		ユニット型個室的多床室		1,310円	
		ユニット型個室		1,310円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし			

※特養等とは、特別養護老人ホームや短期入所生活介護を利用した場合をさします。

※老健・療養等とは、介護老人保健施設や介護療養型医療施設、短期入所療養介護、介護医療院を利用した場合をさします。

○預貯金等の詳細

預貯金等に含まれるもの	添付書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば、口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど) ※預貯金等から差し引きます	借用証書など

生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)は対象外です。

○申請にあたっての注意事項

※虚偽の申告により、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。